

再生可能エネルギー固定価格買取制度に関するお知らせ【太陽光発電】

平成 28 年度までに認定を受けた設備の新制度移行手続きについて

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が平成 29 年(2017 年)4 月 1 日に施行され、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)が新しくなりました。これに伴い旧制度で認定を受けた設備についても事業計画書の提出が必要になります。すでに電力会社との契約が成立し売電が開始されている設備も対象となります。

これについては平成 29 年 1 月下旬から 3 月にかけて資源エネルギー庁から設置者(所有者)にメールやハガキなどにより通知されておりますが、「メール・はがきが届いていない」「手続き方法がわからない」などのお問合せをいただいておりますので、参考になる HP 等をご案内させていただきます。該当設備を所有している設置者(所有者)の方は以下のホームページ等をご確認いただきお手続きください。

平成 29 年 9 月末までに事業計画が提出されなかったからといって直ちに認定が失効するわけではありませんが、最終的に事業計画が提出されなければ認定取消しの対象になりますのでご注意ください。

■対象設備

平成 24 年(2012 年)7 月 1 日～平成 29 年(2017 年)3 月 31 日までに旧制度において設備認定を取得した設備

■手続期限

10kW未満の太陽光発電設備：平成29年(2017年)12月31日 ※
それ以外の発電設備：平成29年(2017年)9月30日

※平成29年8月31日にFIT法の施行規則と告示が改正され、10kW未満の太陽光発電設備については期限が延長されました。

■資源エネルギー庁ホームページ

- ⇒ [平成 28 年度までに認定を受けた方の事業計画の提出について](#)
- ⇒ [新制度への移行手続ガイド\(太陽光 50kW 未満の電子申請\)](#)
- ⇒ [新制度に関するよくある質問](#)
- ⇒ [新制度の内容をお知らせするハガキ・メールに関するよくある問合せ](#)

■再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関するお問い合わせ先

0570 - 057 - 333 (PHS、IP 電話からは 042-524-4261)

受付時間…平日 9 : 00～18 : 00

■紙申請で手続する場合の提出書類と提出先

①～③（平成 29 年 3 月 31 日までに売電を開始していない設備は④も）を下記の提出先へ郵送で提出してください。（直接持参しても受け付けられません）

提出から確認完了まで 2 ヶ月程度かかります。

①事業計画書

10kW未満の太陽光発電設備 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
[\(書式・様式 20 PDF\)](#) [\(様式 20・記載要領 PDF\)](#)

10kW未満の太陽光発電設備を除く 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
[\(書式・様式 19 PDF\)](#) [\(様式 19・記載要領 PDF\)](#)

※提出者欄には設備設置者（所有者）の情報を記入の上、実印を押印してください

②設備設置者（所有者）の印鑑証明書

③代行提出依頼書

[\(代行提出依頼書\)](#) [\(代行提出依頼書・記載例\)](#)

④接続の同意を証する書類の写し ※H29.3.31 時点で運転（売電）開始している場合は不要

【郵送提出先】

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター
〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-6-33 NTT 船橋湊ビル 2 階

■パソコンを使用できない又はインターネット環境がない場合の事業計画の提出に必要な書類の入手方法

⇒FAX での書類取り出しサービス

- ① まず、03-6711-4026 に電話してください。
- ② アナウンスに沿って、10kW 未満であれば「1」と「#」を、10kW 未満以外であれば「2」と「#」を押してください。
- ③ FAX の受信ボタンを押してください。
- ④ 申請書や記載例などの書類（6～7 枚）が印刷されます。

⇒返信用封筒を以下の住所へ送付し郵送で取り寄せる

〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-6-33 NTT 船橋湊ビル 2 階
「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター（様式送付希望）」宛

※返信用封筒は角 2（A4 サイズの用紙が入る大きさ）をご用意ください

※120 円切手を貼って返送先の住所を記載して下さい

※封筒の表面に鉛筆書きで 電源の種別（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのいずれか）と、太陽光の場合は発電出力（kW）を明記してください